

玉名市産後ケア事業

R5年度

安心して出産・子育てができるように、出産後、心身の不調や育児に不安がある方を対象に、産科医療機関の専門職による「産後ケア事業」を行っております。

助産師さん等から授乳指導、育児相談を受けることができ、お母さん自身の休養をとることができます。お母さんと赤ちゃんのため、ひとりで悩まずご相談ください。

【利用できる方】

玉名市に住所がある、生後1歳未満の赤ちゃんとお母さんで、次の項目に該当する方。

- ・お母さんの心身の不調や育児に不安がある方
- ・お母さん、赤ちゃんともに医療行為を必要としない方



※利用にあたって、事前の申請と面談等が必要です。

【内容等】

方法	宿泊	通所
内容	玉名市が契約した産科医療機関に宿泊又は通所して ○お母さんの体と心のケア ○乳房ケアや授乳指導 ○育児相談	○産後の生活のアドバイス ○赤ちゃんのケア ○宿泊ケアは食事の提供 など
回数	最大7日（6泊）まで	最大7回まで
	※宿泊型と通所型を組み合わせる回数の限度は合計7日（回）まで	
利用料	【市民税課税世帯】 1日（24時間）につき5,000円 （食事代込み） 多胎児による加算 乳児1人につき1,200円	【市民税課税世帯】 1回（6時間）につき1,200円 （食事代別） 多胎児による加算 乳児1人につき300円
	【市民税非課税世帯・生活保護世帯】なし	【市民税非課税世帯・生活保護世帯】なし
	※利用者負担金は、利用時に医療機関へ直接お支払いください。 ※衣類の洗濯・賃借料、ミルク代、おむつ代、交通費は実費負担です。	
利用可能な施設	・And坂本女性クリニック(玉名市) ・まつおレディースクリニック（荒尾市） ・慈恵病院（熊本市） ・福田病院（熊本市）	・And坂本女性クリニック（玉名市） ・下川産婦人科医院（玉名市） ・まつおレディースクリニック（荒尾市） ・慈恵病院（熊本市） ・福田病院（熊本市）
	※上記以外の医療機関等で産後ケアを利用希望の場合は、事前にご相談ください。	
	産科医療機関の状況等により、ご希望に添えない場合があります。市と産科医療機関とで調整を行います。ご希望に添えない場合は、保健師・助産師による訪問指導への代替案を提案する場合があります。	

※利用までの流れについては裏面をご確認ください。

【申し込みから利用までの流れ】

①相談・申請

- ご利用を希望される方は、玉名市保健センター（72-4188）へご相談ください。
- 「産後ケア事業利用申請書」を提出してください。申請には、母子健康手帳をご用意ください。申請書は玉名市ホームページからダウンロードが可能です。
- お母さんと赤ちゃんの体調確認のため、保健師・助産師が、産後のご様子を聞かせていただきます。
- 退院後すぐに利用希望の場合は、妊娠中からご相談ください。



②利用決定

- 利用が適当であると認められる場合は、「産後ケア事業利用承認通知書」を発行します。
- 市の保健師・助産師が委託医療機関と調整を行い、利用の医療機関が決まりましたら電話でお知らせします。
※医療機関の状況等によっては、希望する医療機関が利用できない場合があります。



③ご利用

- ご利用者自身で医療機関に日程・持参物等を電話で確認してください。
- 利用変更やキャンセルする場合は、2日前までに利用医療機関と玉名市保健センターへご連絡ください。※連絡なくキャンセルされた場合は、利用料をお支払いいただく場合があります。
- 支払い
医療機関の請求に基づき、利用時に医療機関へ直接お支払いください。



④利用後

- 市の保健師・助産師が、お母さんと赤ちゃんのことや育児の事などについて引き続きご相談に応じます。

【問い合わせ先】

玉名市保健センター（玉名市 保健予防課）

玉名市岩崎133 電話番号 0968-72-4188